

(案)

令和2年10月2日

福岡地方最低賃金審議会  
会長 有田 謙司 殿

福岡地方最低賃金審議会  
福岡県自動車（新車）小売業  
最低賃金専門部会  
部会長 高田 亜朱華

福岡県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月18日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、別紙2のとおりである。

福岡県自動車（新車）小売業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間941円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年12月10日

令和2年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車  
 (新車) 小売業最低賃金専門部会 委員名簿

(五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	◎ 高田 亜朱華 <small>たかた あすか</small>	弁護士
	○ 丸谷 浩介 <small>まるたに こうすけ</small>	九州大学大学院 法学研究院 教授
	宮崎 久幸 <small>みやざき ひさゆき</small>	公認会計士
労働者代表委員	岩屋 英幸 <small>いわや ひでたか</small>	全トヨタ販売労働組合連合会 福岡トヨペット労働組合 執行委員長
	佐藤 栄一 <small>さとう えいいち</small>	全日産販売労働組合 福岡日産自動車労組 執行委員長
	春口 賢二 <small>はるぐち けんじ</small>	ホンダ販売労働組合 ホンダ四輪販売福岡・大分支部 代表支部執行委員長
使用者代表委員	境 正義 <small>さかい まさよし</small>	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	仲村 崇文 <small>なかむら たかふみ</small>	福岡日産自動車株式会社 管理本部長補佐
	二宮 節夫 <small>にのみや せつお</small>	福岡トヨペット株式会社 常務取締役管理本部長

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である。



福岡最賃審第474号

令和2年10月2日

福岡労働局長

藤枝 茂 殿

福岡地方最低賃金審議会

会 長 有田 謙 司

福岡県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月18日付け福岡労発基0818第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

福岡県自動車（新車）小売業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)

18歳未満又は65歳以上の者

(2)

雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3)

清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間941円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年12月10日